

令和8年4月1日

相談支援事業者 各位

山添村住民福祉課

障害支援区分有効期間の取り扱いに関する変更について（通知）

平素より本村障害福祉施策にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービスの利用に係る障害支援区分の有効期間について、利用者の利便性向上および事務の適正化・効率化を図るため、下記のとおり取扱いを変更することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更内容

障害支援区分の有効期間について、原則として「誕生日の属する月まで」となるよう設定する運用に変更いたします。

2. 適用時期

令和8年4月以降の新規認定、更新認定および区分変更認定より適用

3. 対象者

障害福祉サービス等利用者（新規・更新・区分変更を含む）

4. 相談支援事業者の皆様へお願い

○利用者への説明・周知

利用者及び家族に対し、有効期間の変更内容について丁寧な説明を行い、更新時期が誕生日月となることの周知にご協力をお願いいたします。

○サービス等利用計画の作成・見直し

サービス等利用計画（案）およびモニタリングの実施時期について、誕生日月に合わせた計画的なスケジュール調整をお願いいたします。

○更新・区分変更手続きの支援

認定調査や審査判定には一定期間を要するため、誕生日月までに更新・変更手続きが完了するよう、早期の相談支援および申請支援をお願いいたします。

○状態変化時の適切な対応

利用者の心身の状態に変化が生じた場合は、更新時期にかかわらず速やかに区分変更の検討および関係機関との調整をお願いいたします。

5. 留意事項

- ・従前の有効期間については、次回更新認定時より本運用が適用されます。
- ・有効期間の設定にあたっては、個々の利用者の状態を踏まえた適切な判断が行われます。

〒630-2344

奈良県山辺郡山添村大字大西151番地

山添村役場住民福祉課（西尾）

TEL：0743-85-0045

FAX：0743-85-0472